

議員提出議案第18号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び芦屋市議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和8年6月5日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会
委員長 岩岡 りょうすけ

提案理由

市職員の産前休暇の取得可能期間に鑑み、委員が出産のため委員会に出席できない場合において、欠席の期間を明らかにして欠席届を提出できる期間を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

芦屋市議会委員会条例（平成16年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の<u>8週間</u>(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の<u>6週間</u>(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>

附 則

この条例は、令和8年6月5日から施行する。